

裁案第 九

号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の 部

改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管埋に関する条例の一部を改正することに

ついて、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十六条第 項 の規定により、本

譲 会 0) 議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝 HJ

長 松 村

衙

成

昭和五拾九年善月廿四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理 に関する条例の 部を

改正する条例

三朝町立社会体育施設の設 謯 及び管埋に 関する条例 (昭 和四四 十四年三朝町条例第一号)

O) 部 を次の ように 改正する。

第二条の表中 町

営 美 0) 田 テ <u>-</u> ス 場

三朝町大字 本 泉六百 八八十

五 畓 地

を

田 テニス 場 = 朝 H

町営美の

大 字 本 泉 六 百 八 + 五 畓

地

町 省三" 朝 陸 上 竸 技場

> \equiv 朝 町 大 字 本 泉 七百 六十 九 番 地

> > 0)

に改める。

別表

を次のように改める。

別表

第五条関係)

使 用 料

3 2 町 間 日とは、 営 とは、 美 Ø 田 八時間以内、 テニス場の使用料は、 照 明施設を使用する場合をいう。 半日とは、 四 時間を単位として徴収する。 時間以内をいう。

附 則

この条例は、 昭和五十 九年四月一日から施行する。

町 町営美の田テニス場 町営三朝陸上競技場 営 施 = 設 朝 名 球 場 凮 夜昼 凮 使 夜 夜 間間 間 間 用 半 半 榯 時 砖 間 間 間間 間 以以 Ħ 内内 日 日 H 半面 全 一 一 面 面 面 半 全 使 囬 面 - 0′ 1 用 五,〇〇〇 垂 五 八 = | 0 Ŧī. \bigcirc 0 \circ 五. 0 0 0 料 Ö 0 0 00 0 0 0 0 0 0 00 0 0 дΙ 円 円 円 円 円 円 円 円 円